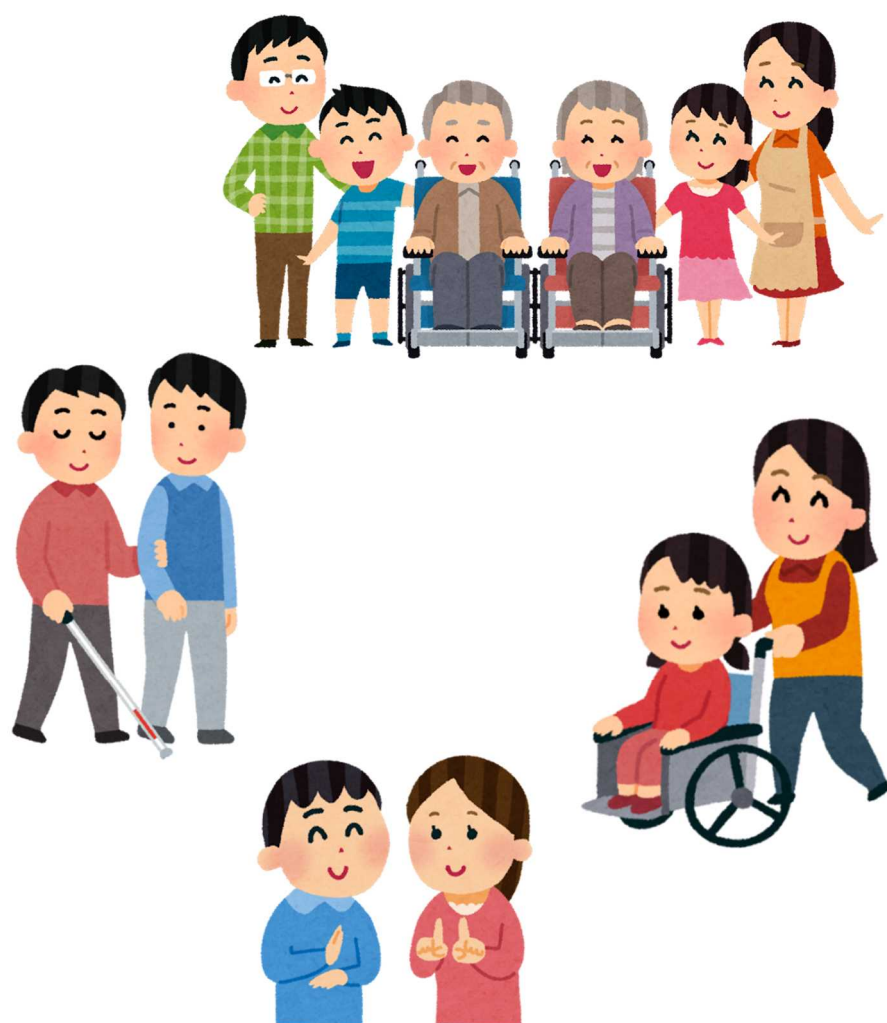


第7期善通寺市障がい福祉計画

第3期善通寺市障がい児福祉計画



令和6年3月
善通寺市

もくじ

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 関連計画等との整合性.....	1
3. 計画期間.....	2
4. 計画の法令等の根拠.....	2
第2章 障がい者等の現状.....	3
1. 善通寺市の障がい者等の現状.....	3
第3章 障がい福祉計画.....	9
1. 基本指針と目標.....	9
2. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための取組.....	14
3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための取組.....	20
第4章 障がい児福祉計画.....	24
1. 基本指針と目標.....	24
2. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込量と確保のための取組.....	25
第5章 障がい福祉サービスの提供体制.....	27
1. 障がい福祉サービスの提供体制.....	27
2. 地域自立支援協議会について.....	28

※「障がい」の表記については、様々な考え方があります。本計画においては原則、「がい」をひらがな表記としますが、国の法律や制度等の固有名詞については障害の漢字表記としています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「障がいのある人もない人も 地域社会でお互いに尊重しあい 誰もが安心して暮らせる まちづくり」を基本理念とした「第4次善通寺市障がい者福祉基本計画」を策定しました。また、同年3月に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第6期善通寺市障がい福祉計画・第2期善通寺市障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域社会でお互い尊重しながら、安心して暮らせるまちの実現をめざし、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

令和6年3月末に計画期間が終了するため、新たに「第7期善通寺市障がい福祉計画・第3期善通寺市障がい児福祉計画」を策定します。

2. 関連計画等との整合性

本計画は、市の最上位計画となる善通寺市総合計画（令和3年3月策定）、善通寺市地域福祉計画（令和2年3月策定）、第4次善通寺市障がい者福祉基本計画との整合を保ちながら策定します。また、善通寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、善通寺市子ども・子育て支援事業計画など、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との連携を図りながら策定します。

3. 計画期間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画：令和6年度から令和8年度の3年間

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)
総合計画	第6次計画 (前期)		第6次計画 (後期)				第7次計画			
地域福祉計画	(第3次)	(第4次)					(第5次)			
障がい者福祉基本計画	(第4次)							(第5次)		
障がい福祉計画	本計画(第7期)			(第8期)			(第9期)		(第10期)	
障がい児福祉計画	本計画(第3期)			(第4期)			(第5期)		(第6期)	

4. 計画の法令等の根拠

○ 障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第88条第1項に基づき、成果目標や障がい福祉サービス等の必要な見込量等を表す計画です。

○ 障がい児福祉計画

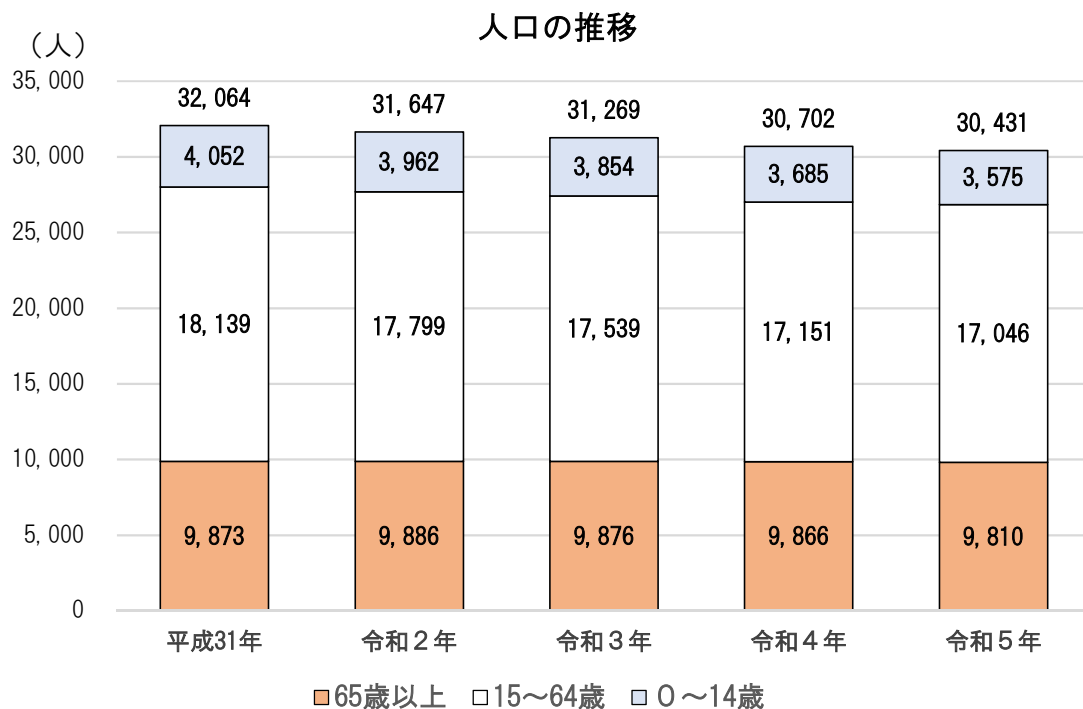
「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、成果目標や障がい児福祉サービス等の必要な見込量等を表す計画です。

第2章 障がい者等の現状

1. 善通寺市の障がい者等の現状

(1) 人口の状況

本市の人口は、減少傾向で推移しており、過去5年間で約1,600人の減少となっています。



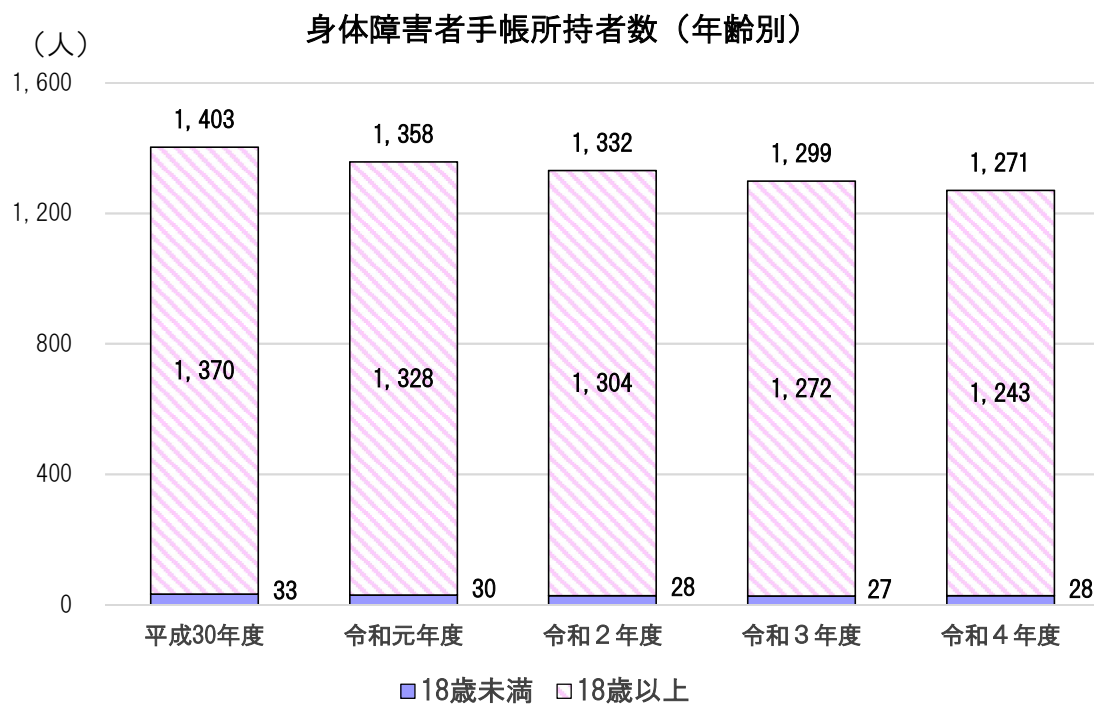
資料：住民基本台帳人口(各年4月1日時点)

(2) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

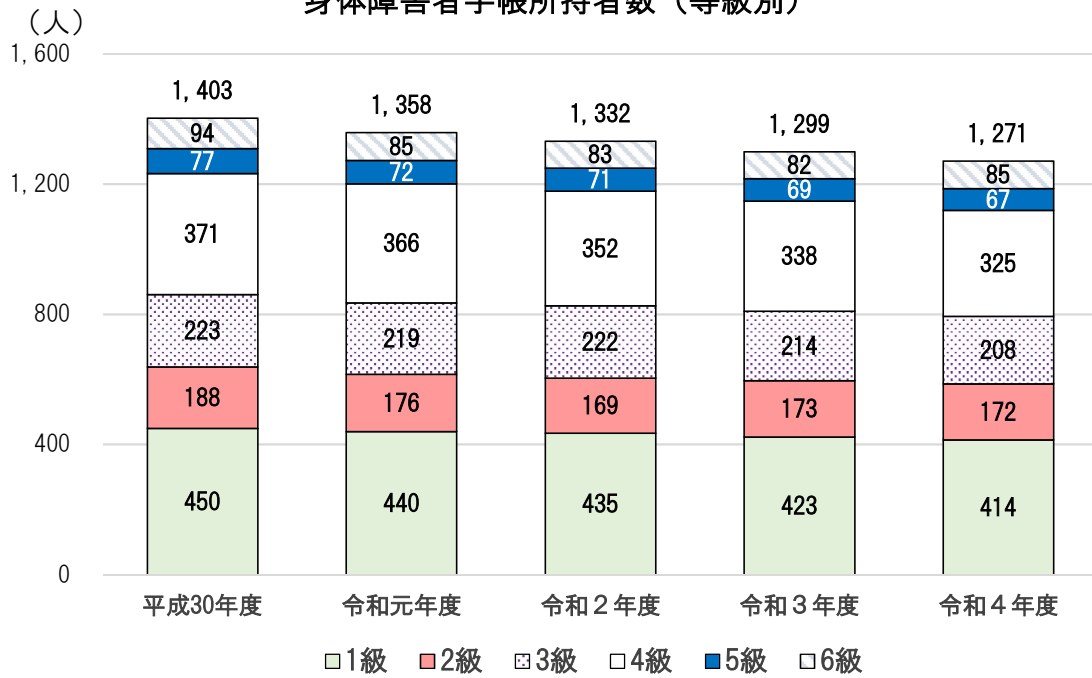
身体障害者手帳所持者数は、年々減少しており、令和4年度では1,271人となっています。また、本市の人口に対する割合は、平成30年度では4.38%でしたが、第6期計画を策定した令和2年度では4.26%、令和4年度には4.18%と減少しています。

年齢別にみると、18歳未満は概ね30人で推移しています。等級別では全体的に減少傾向で推移しており、障がい種別では肢体不自由が大きく減少しています。

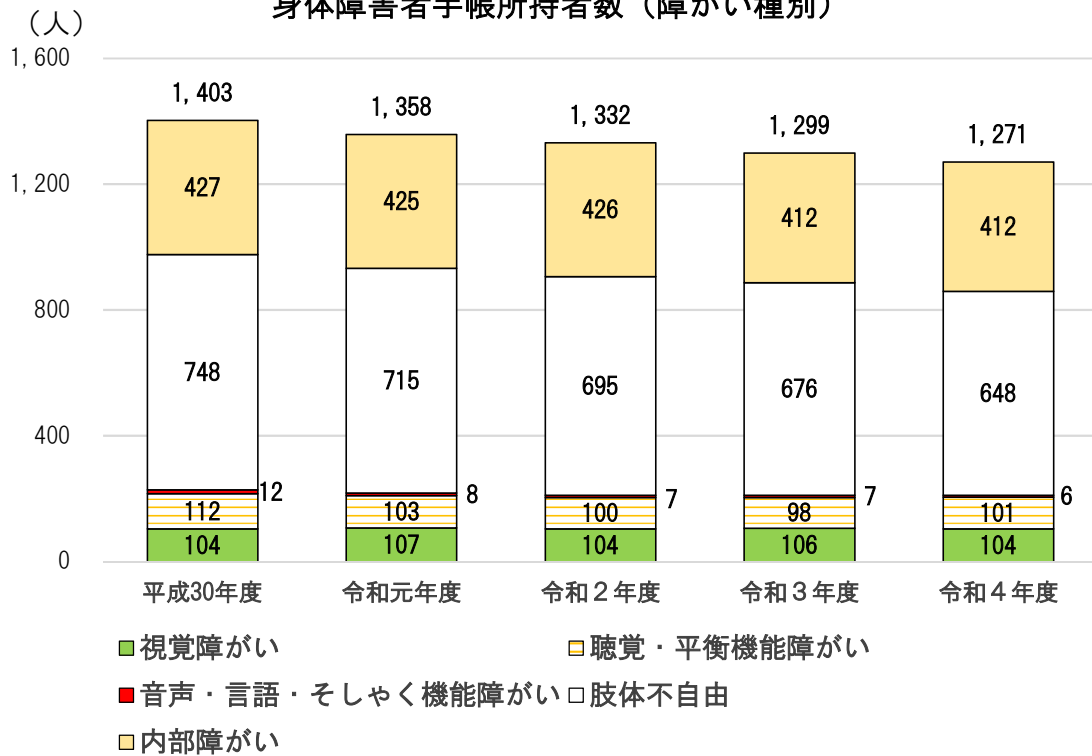


資料：各年度末の状況

身体障害者手帳所持者数（等級別）



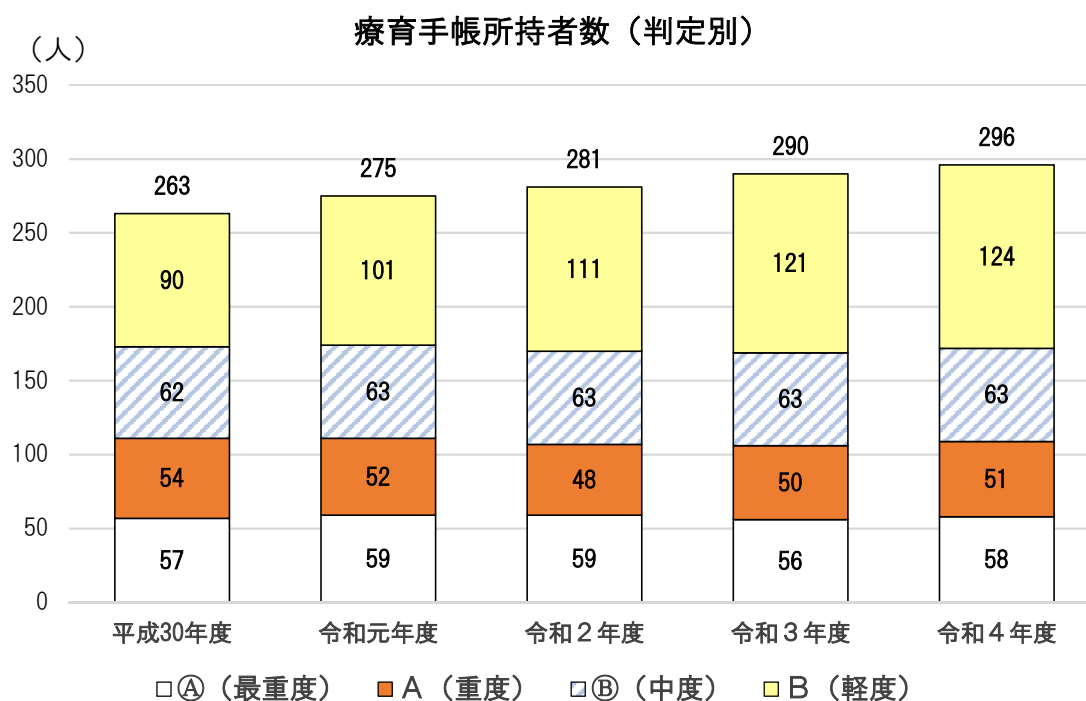
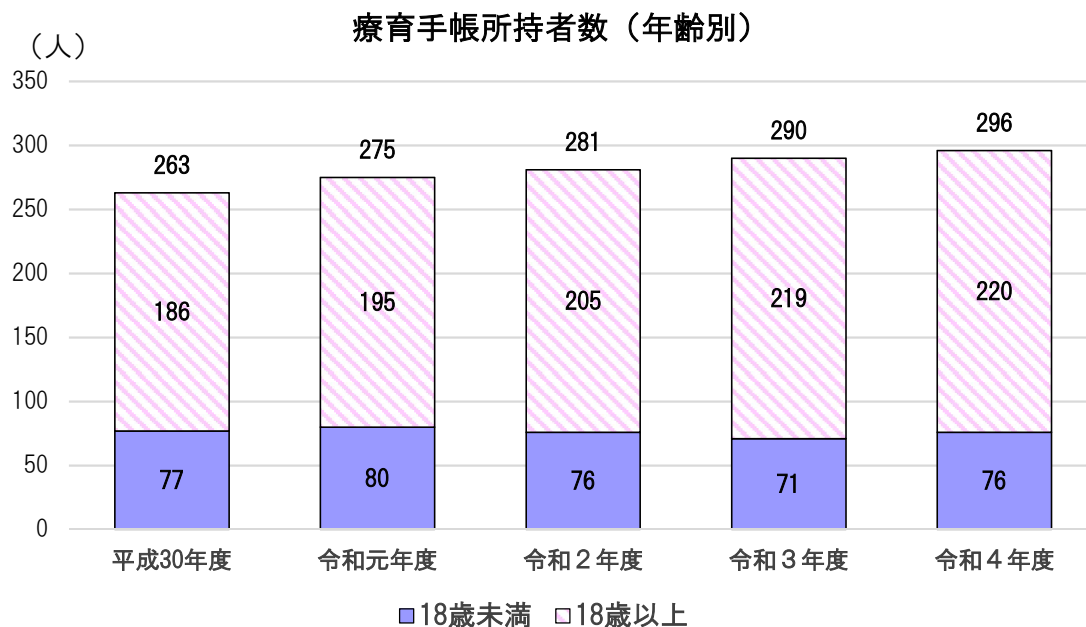
身体障害者手帳所持者数（障がい種別）



資料：各年度末の状況

② 療育手帳所持者数の推移

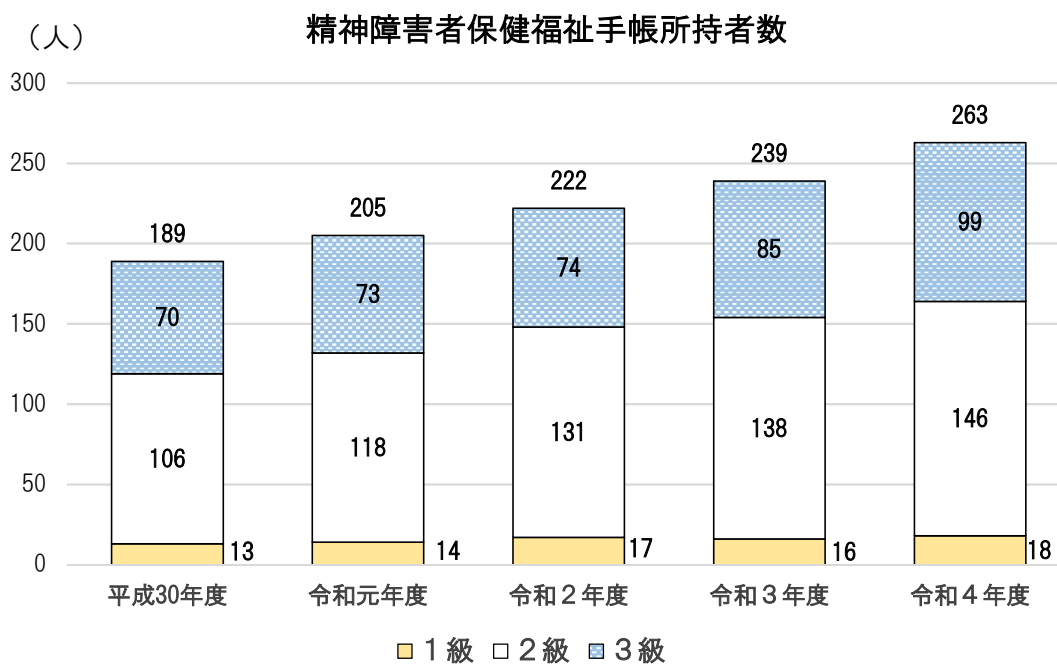
療育手帳所持者数は、年齢別で見ると18歳未満ではほぼ横ばいですが、18歳以上では年々増加しています。判定別で見ると、B（軽度）が増加しており、それ以外の判定では横ばいで推移しています。



資料：各年度末の状況

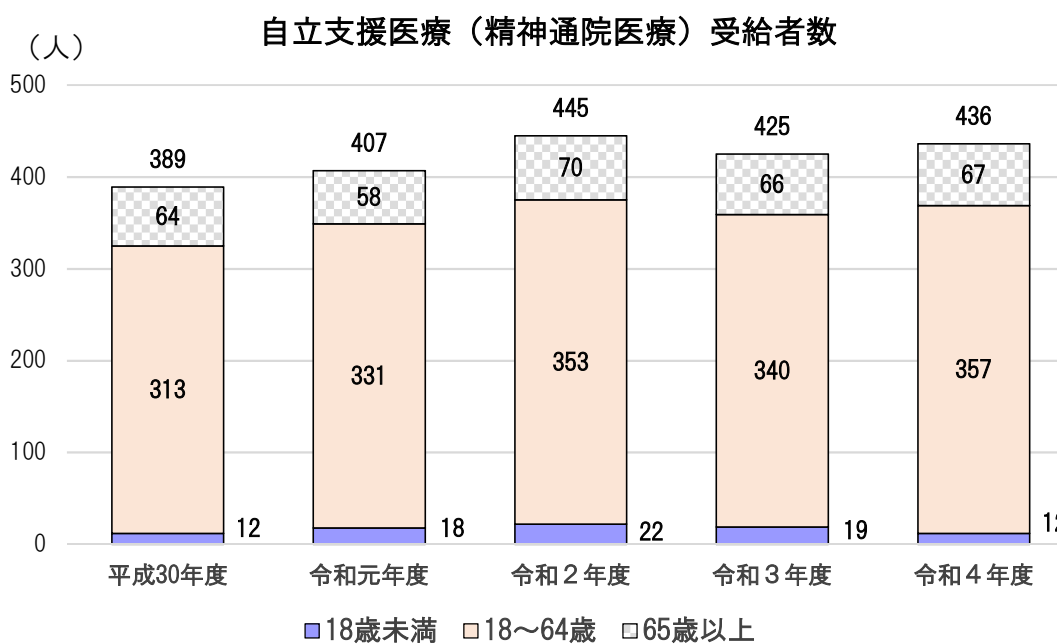
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体的に増加傾向にあります。



④ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和2年度までは増加傾向で推移していましたが、その後はやや横ばいとなっています。

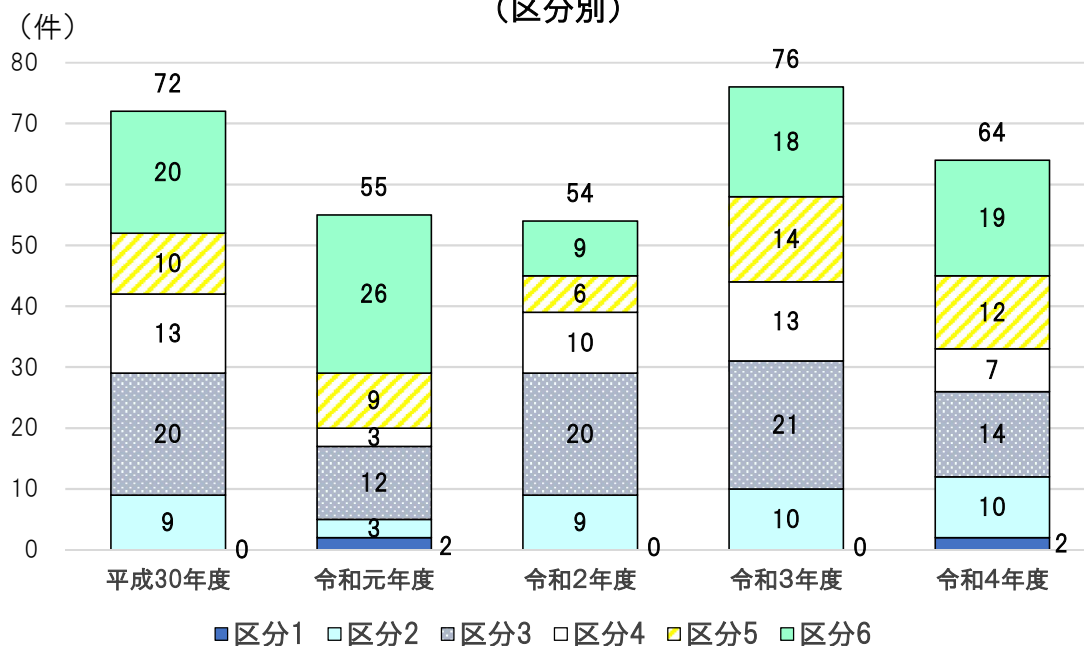


資料：各年度末の状況

⑤ 障害者総合支援法における障がい支援区分認定件数の推移

障がい支援区分は、障害の特性を反映できるように配慮しつつ、共通の基準となるべく、非該当及び1～6までの区分で生活のしづらさを判定しています。区分の有効期間については有識者で構成される審査会で決定されますが、3年間で決定されることが多く、3年周期で見ると、件数は増加傾向にあります。

障害者総合支援法における障がい支援区分認定件数
(区分別)



資料：各年度末の状況

第3章 障がい福祉計画

1. 基本指針と目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	地域生活への移行者数 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。
	施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から <u>5%以上削減</u> することを基本とする。

指標	目標	考え方
地域生活への移行者数	2人	令和4年度末時点の施設入所者数31人のうち、6%以上が地域生活へ移行することをめざします。
施設入所者数の削減数	2人	令和4年度末時点の施設入所者数31人のうち、5%以上の減少をめざします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<p>①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
--------	--

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回/年	4	4	4
関係者ごとの参加者数	人/回	20	20	20
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

自立支援協議会の精神保健福祉部会において協議します。精神保健福祉部会は圏域で開催されますが、目標設定及び評価は市町ごとにおいても行われる予定です。

(3) 地域生活支援の充実

<p>国の 基本指針</p>	<p>令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討を行うことを基本とする。</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
--------------------	---

指標	目標	考え方
地域生活支援拠点の充実	1か所	地域生活支援拠点の整備を進めます。
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	12回/年	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行います。
強度行動障がい者を有する障がい者に関する、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	6回/年	地域の実情等を踏まえ、支援体制の整備について検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.28倍以上</u> が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。 ①就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.31倍以上</u> とすることを基本とする。 ②就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね <u>1.29倍以上</u> とすることを基本とする。 ③就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の概ね <u>1.28倍以上</u> とすることを基本とする。
	就労定着支援事業利用者数 令和3年度の実績の <u>1.41倍以上</u> とすることを基本とする。

指標	目標	考え方
一般就労への移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行者数の1.28倍以上の移行をめざします。 (令和3年度0人)【①+②+③の人数】
①就労移行支援事業	1人	令和3年度の移行者数の1.31倍以上の移行をめざします。(令和3年度0人)
②就労継続支援A型事業	1人	令和3年度の移行者数の1.29倍以上の移行をめざします。(令和3年度0人)
③就労継続支援B型事業	1人	令和3年度の移行者数の1.28倍以上の移行をめざします。(令和3年度0人)
就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度の一般就労への移行者数0人。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<p>相談支援体制の充実・強化等</p> <p>令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p> <p>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
------------	--

指標	目標	考え方
基幹相談支援センターの設置を含む地域の相談支援体制の確保と強化	設置	基幹相談支援センターの在り方について近隣市町と協議を進め、令和8年度までの共同設置をめざします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	<p>障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <p>令和8年度末までに市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
------------	---

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る 各種研修の活用	人／年	4	5	6
障がい者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の共有	回／月	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との 共有	回／年	1	1	1

(7) 発達障がいのある人等に対する支援

国の 基本指針	発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人とその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。
------------	--

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	人/年	0	3	3
ピアサポート活動への参加人数	人/年	250	260	270
ペアレントメンターの人数	人/年	0	1	1

2. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための取組

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの内容	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護などの支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

① 第6期計画の訪問系サービスの見込と実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問系サービス合計	時間/月	1,830	1,922	1,865	1,853	1,875	1,927
	人/月	63	71	66	88	67	92
居宅介護	時間/月	1,020	1,059	1,050	1,150	1,060	1,200
	人/月	46	56	48	68	49	70
重度訪問介護	時間/月	600	642	600	478	600	480
	人/月	3	2	3	3	3	3
同行援護	時間/月	175	189	180	200	180	215
	人/月	11	10	12	14	12	15
行動援護	時間/月	35	32	35	25	35	32
	人/月	3	3	3	3	3	4
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

② 訪問系サービスの見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス合計	時間/月	2,110	2,173	2,236
	人/月	97	101	105
居宅介護	時間/月	1,240	1,280	1,320
	人/月	72	74	76
重度訪問介護	時間/月	600	600	600
	人/月	4	4	4
同行援護	時間/月	230	245	260
	人/月	16	17	18
行動援護	時間/月	40	48	56
	人/月	5	6	7
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【見込量確保のための方策】

- 障がいの種別によらず、利用者を取り巻く環境等を踏まえ、必要性に応じた訪問系サービスが提供できるよう障がい支援区分の適切な認定を行うとともに、支援体制の充実を図ります。
- 重度障害者等包括支援は現在提供されていませんが、今後のニーズ等動向を踏まえながらサービス提供体制の整備を検討します。
- 計画相談支援事業所と連携し、利用者の状況把握に努めるとともに、必要に応じサービスの内容や支給量の見直しを行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの内容	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行などの利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、企業・自宅などへの訪問や来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言などの支援を実施します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。医療的管理が必要な人を短期で受け入れる医療型もあります。

① 第6期計画の日中活動系サービスの見込と実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	利用日数/月	1,430	1,059	1,500	1,369	1,560	1,500
	利用人数/月	75	67	77	71	80	75
自立訓練（機能訓練）	利用日数/月	20	22	20	43	20	60
	利用人数/月	1	1	1	2	1	3
自立訓練（生活訓練）	利用日数/月	20	0	20	0	20	0
	利用人数/月	1	0	1	0	1	0
就労移行支援	利用日数/月	63	82	63	45	63	60
	利用人数/月	3	4	3	3	3	4
就労継続支援（A型）	利用日数/月	46	175	69	244	69	246
	利用人数/月	2	10	3	12	3	12
就労継続支援（B型）	利用日数/月	915	1,075	975	1,187	1,070	1,200
	利用人数/月	61	70	65	74	69	80
就労定着支援	利用人数/月	4	3	4	3	5	3
療養介護	利用人数/月	10	11	11	11	11	12
短期入所（福祉型）	利用日数/月	60	23	66	26	72	27
	利用人数/月	10	7	11	5	12	5
短期入所（医療型）	利用日数/月	2	0	2	0	4	0
	利用人数/月	1	0	1	0	2	0

② 日中活動系サービスの見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数/月	1,540	1,580	1,620
	利用人数/月	77	79	81
自立訓練（機能訓練）	利用日数/月	60	60	60
	利用人数/月	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	利用日数/月	20	20	20
	利用人数/月	1	1	1
就労移行支援	利用日数/月	75	75	75
	利用人数/月	5	5	5
就労継続支援（A型）	利用日数/月	345	391	437
	利用人数/月	15	17	19
就労継続支援（B型）	利用日数/月	1,230	1,260	1,290
	利用人数/月	82	84	86
就労定着支援	利用人数/月	3	4	5
療養介護	利用人数/月	12	13	13
短期入所（福祉型）	利用日数/月	35	45	55
	利用人数/月	7	9	11
短期入所（医療型）	利用日数/月	0	5	5
	利用人数/月	0	1	1

【見込量確保のための方策】

- 利用者が慣れ親しんだ場所で安心して生活や就労ができるように、利用者個々の状況を把握し、サービス提供の向上に努めます。
- 障がい者の経済面の自立を進める観点から、物品や役務を調達する際には、障がい者就労施設から優先的に購入・発注を行い、福祉就労の充実を支援します。
- 利用者の生活や就労に関する意向を聞き取り、計画相談支援事業所と連携しながら、適切なサービスの提供を行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの内容	
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者でひとり暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

① 第6期計画の居宅系サービスの見込と実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	人/月	35	30	36	39	37	40
施設入所支援	人/月	33	38	33	30	33	30

② 居宅系サービスの見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	1	1
共同生活援助	人/月	42	44	46
施設入所支援	人/月	30	30	30

【見込量確保のための方策】

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズを把握し、支援の充実を図ります。

(4) 相談支援

相談支援の内容	
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更の際に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態などに常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

① 第6期計画の相談支援の見込と実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	人/月	228	248	230	275	230	280
地域移行支援	人/月	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	0	1	0	1	0

② 相談支援の見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	人/月	285	290	295
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 利用者や家族などが気軽に相談できるように、来所相談時には「障がい福祉サービス利用の手引き」等を活用し、障がい福祉サービスや相談支援事業所に関する情報提供を行います。
- すべての利用者が抱えているニーズや課題にきめ細かく対応する適切なサービス等利用計画が作成されるように、計画を評価します。
- 中讃西部地域自立支援協議会等を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 計画相談支援事業所ごとの専門性や取り扱い状況を把握し、相談支援サービスの確保に努めます。

3. 地域生活支援事業の見込量と確保のための取組

地域生活支援事業の内容	
理解促進・研修啓発事業	地域住民に対して、障がい者などに対する理解を深めるため、教室などの開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動などについて支援を行います。
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割として、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な方について、家主等との入居契約や関係機関との調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用について必要な支援を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などの生活の支援を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がい者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	日中において監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に、日中における活動の場を提供します。
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等により、居宅において生活することが困難な障がいのある人に、低額で住居を提供します。

① 第6期計画の地域生活支援事業の見込と実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修・啓発事業	件	0	0	0	0	0	0
自発的活動支援事業	件	3	3	3	2	3	3
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	1	0
基幹相談支援センター等 機能強化事業	件	0	0	0	0	0	0
住宅入居等支援事業	件	0	0	0	0	1	0
成年後見制度利用支援事業	件	1	2	1	3	3	3
成年後見制度 法人後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0
意思疎通支援事業	件/年	104	98	104	100	104	100
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	7	5	7	5
自立生活支援用具	件/年	5	5	7	6	7	5
在宅療養等支援用具	件/年	5	6	7	1	7	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	25	29	30	10	30	20
排泄管理支援用具	件/年	910	834	920	827	920	835
住宅改修	件/年	2	0	2	2	2	1
手話奉仕員養成研修事業	登録数	14	14	15	16	16	16
移動支援事業	時間/年	2,800	2,812	2,800	3,222	2,800	3,624
	人/年	50	34	50	40	50	45
地域活動支援センター事業 【Ⅰ型】	か所	3	3	3	3	3	3
	実人員	17	17	17	17	17	17
	人/日	4	5	4	5	5	4
地域活動支援センター事業 【Ⅱ型】	か所	3	2	3	3	3	3
	実人員	9	6	9	7	10	7
	人/日	2	3	2	3	3	3
地域活動支援センター事業 【Ⅲ型】	か所	2	3	2	3	3	3
	実人員	7	7	7	5	8	5
	人/日	4	4	4	4	5	4
訪問入浴サービス事業	利用者数	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	人/年	280	256	280	214	280	220
福祉ホーム事業	人/年	48	48	48	48	48	48

② 地域生活支援事業の見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	件	0	0	0
自発的活動支援事業	件	3	3	3
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	か所	0	0	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	件	0	0	0
住宅入居等支援事業	件	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件	3	3	3
成年後見制度 法人後見支援事業	件	0	1	1
意思疎通支援事業	件/年	100	100	100
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	5	6	7
自立生活支援用具	件/年	5	6	7
在宅療養等支援用具	件/年	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	25	27	30
排泄管理支援用具	件/年	900	910	910
住宅改修	件/年	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	登録数	17	18	19
移動支援事業	時間/年	3,800	3,800	3,800
	人/年	50	50	50
地域活動支援センター事業 【Ⅰ型】	か所	3	3	3
	実人員	17	17	17
	人/日	5	5	6
地域活動支援センター事業 【Ⅱ型】	か所	3	3	3
	実人員	10	10	11
	人/日	3	3	4
地域活動支援センター事業 【Ⅲ型】	か所	3	3	3
	実人員	8	8	9
	人/日	5	5	6
訪問入浴サービス事業	利用者数	2	2	2
日中一時支援事業	人/年	250	250	250
福祉ホーム事業	人/年	48	48	48

【見込量確保のための方策】

- 地域生活支援事業については、支援が必要な人に必要な支援が行きわたるよう引き続き、実施していきます。
- 理解促進・研修啓発事業については、どのような方法で教室を開催すれば、人が集まり、理解を深められるかなど、開催に向けて教室の内容について検討していきます。
- 成年後見制度利用支援事業については、令和2年度より中核機関として高齢者課や善通寺市社会福祉協議会と連携しながら、判断能力に課題のある人の支援を行っており、今後もケース会議や窓口等で利用についての相談があれば適切に対応していきます。また、成年後見制度法人後見支援事業については、善通寺市社会福祉協議会と連携し成年後見制度の円滑な利用に資する方策を検討していきます。
- 地域活動支援センター機能強化事業については、支援センターの利用を広く周知するような手段を検討し、利用促進につなげていきます。

第4章 障がい児福祉計画

1. 基本指針と目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも <u>1か所以上</u> 設置することを基本とする。
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する <u>体制を構築</u> することを基本とする。
	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも <u>1か所以上</u> 確保することを基本とする。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

指標	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置	近隣市町の共同により1か所設置済のため、今後も支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	実施中	今後も支援の充実を図ります。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置	今後もサービス提供体制の確保を図ります。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置	今後もサービス提供体制の確保を図ります。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	今後も支援の充実を図ります。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	市内で4か所配置済のため、今後も支援の充実を図ります。

2. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の見込量と確保のための取組

(1) 障がい児通所支援のサービス

障がい児通所支援のサービス内容	
障害児相談支援 (サービス等利用計画作成)	適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、サービス等利用計画を作成します。
難聴児相談支援	難聴児の早期発見、診断に向けて、地域における速やかな専門医療機関の受診支援や、難聴児、難聴の疑いのある児童の家族等への適切な情報、選択肢（人工内耳、補聴器、手話等）等の情報提供、手話などの言語獲得に向けた相談支援などを行います。
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる就学児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもについて、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある子どもであって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

① 第2期計画の障がい児通所支援の見込と実績

項目	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
障害児相談支援 (サービス等利用計画作成)	利用人数/月	8	9	8	10	8	10
難聴児相談支援	利用人数/月	0	0	1	0	1	0
児童発達支援	利用日数/月	168	190	180	212	180	240
	利用人数/月	28	23	30	28	30	30
放課後等デイサービス	利用日数/月	900	814	1,000	1,039	1,000	1,092
	利用人数/月	70	65	80	82	80	84
保育所等訪問支援	利用日数/月	4	2	6	1	6	1
	利用人数/月	2	1	3	1	3	1
医療型児童発達支援	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
	利用人数/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用日数/月	1	0	2	0	2	0
	利用人数/月	1	0	2	0	2	0

② 障がい児通所支援等の見込量

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援 (サービス等利用計画作成)	利用人数/月	11	11	12
難聴児相談支援	利用人数/月	1	1	1
児童発達支援	利用日数/月	256	272	288
	利用人数/月	32	34	36
放課後等デイサービス	利用日数/月	1,118	1,144	1,170
	利用人数/月	86	88	90
保育所等訪問支援	利用日数/月	4	6	6
	利用人数/月	2	3	3
医療型児童発達支援	利用日数/月	0	0	0
	利用人数/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用日数/月	2	2	2
	利用人数/月	2	2	2

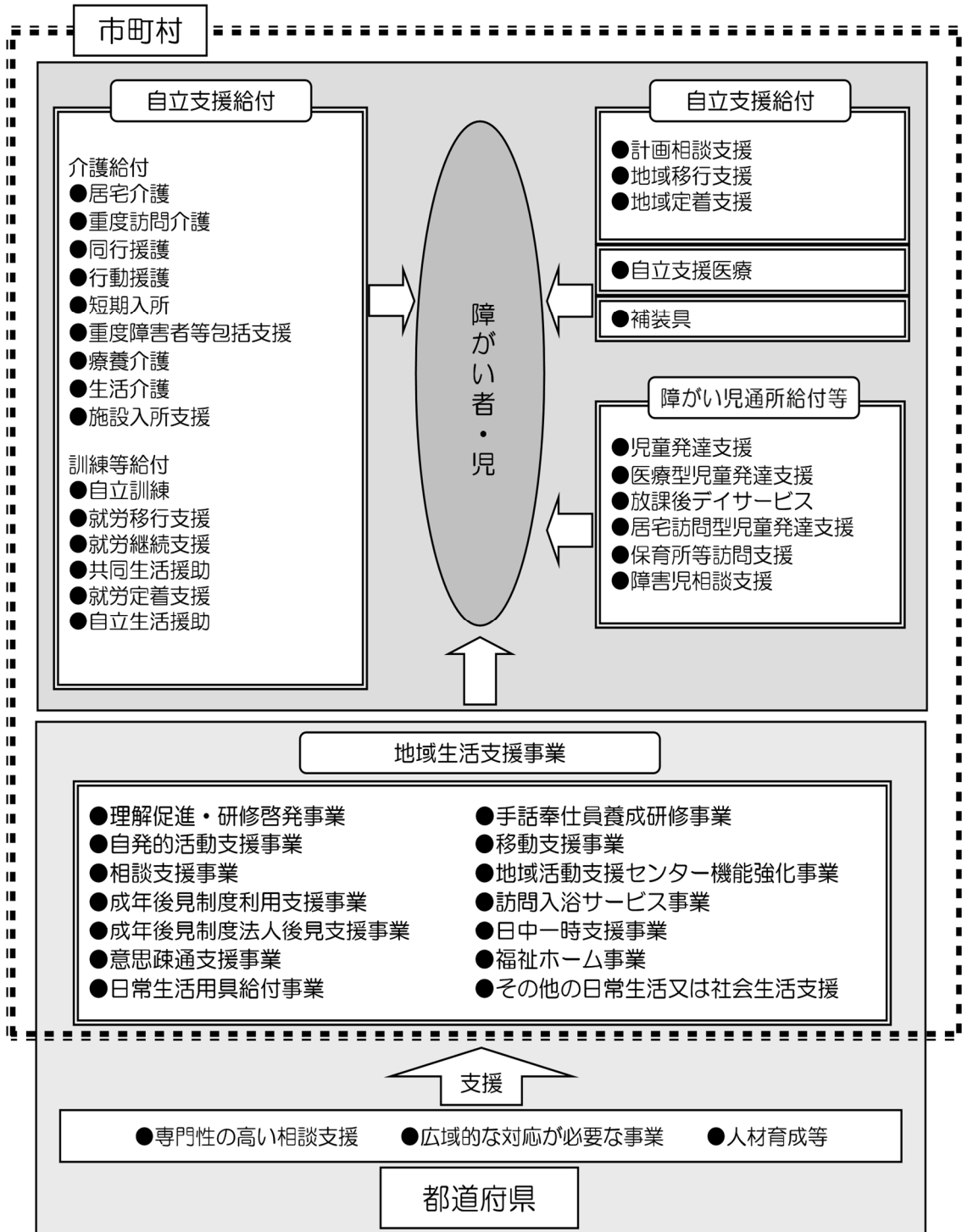
【見込量確保のための方策】

- 障がいの種別によらず、必要性に応じた支援サービスが提供できるよう、利用者を取り巻く環境等を勘案し、将来も視野に入れた支援体制の充実を図ります。
- 医療型児童発達支援は現在提供されていませんが、今後のニーズ等動向を踏まえながらサービス提供体制の整備を検討します。
- すべての利用者が抱えているニーズや課題にきめ細かく対応する障害児支援利用計画が作成されるように、適切な着眼点を持って計画を評価します。

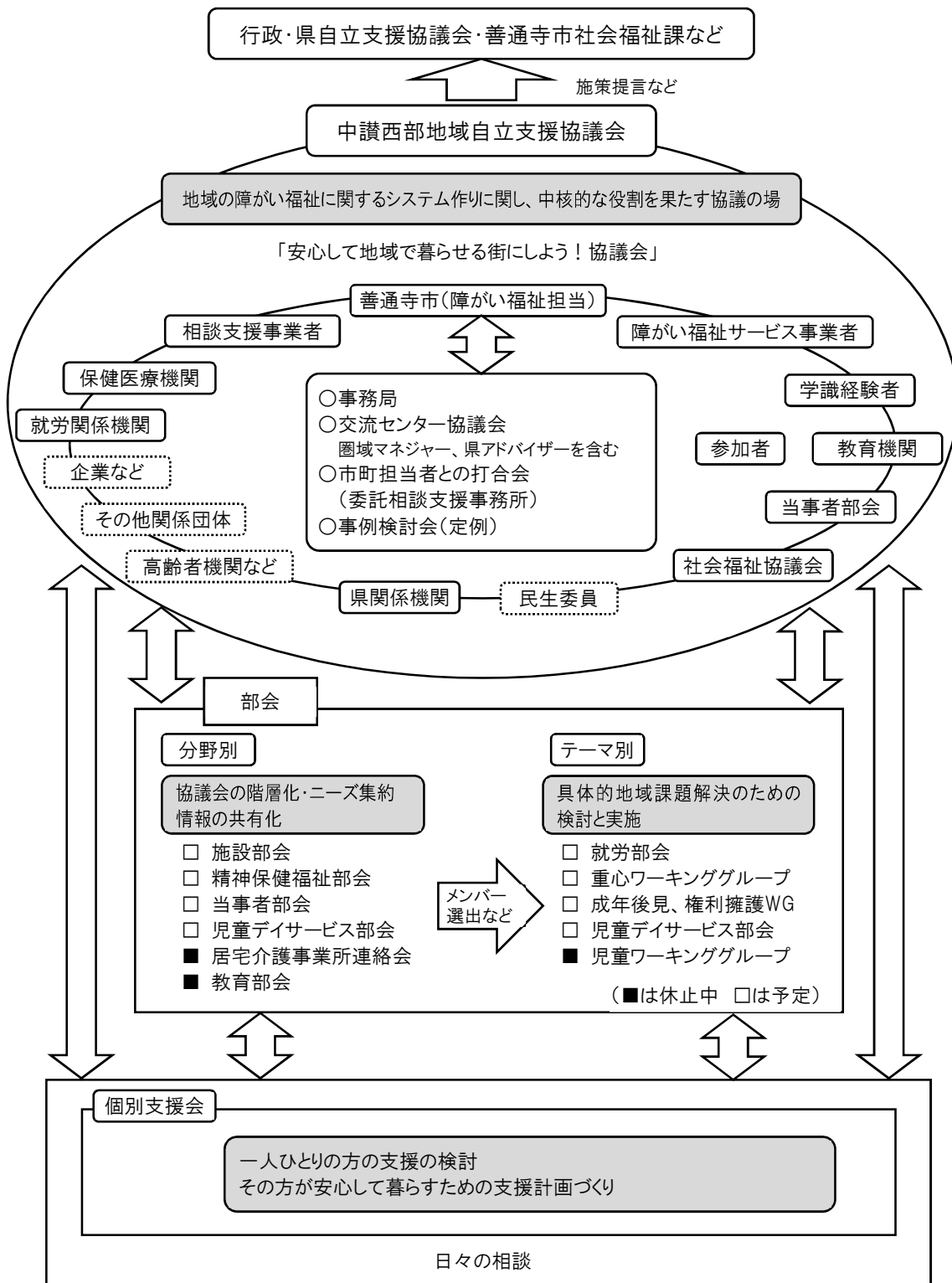
第5章 障がい福祉サービスの提供体制

1. 障がい福祉サービスの提供体制

■ 福祉サービスの提供体制イメージ図



2. 地域自立支援協議会について



第7期善通寺市障がい福祉計画
第3期善通寺市障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月
発行 善通寺市
編集 善通寺市保健福祉部社会福祉課
〒765-8503
善通寺市文京町二丁目1番1号
Tel 0877-63-6339
Fax 0877-63-6355